

軽自動車税（種別割）標準税率表



○ 原付・二輪車・小型特殊自動車等の年税額

車両区分		年税額
原付 (特定小型原付)	総排気量 50cc 以下または定格出力 0.6kW 以下のもの（ミニカー除く）	2,000 円
	総排気量 50CC 超 90cc 以下または定格出力 0.6kW 超 0.8kW 以下のもの	2,000 円
	総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下のもの（新基準原付）	2,000 円
	総排気量 90cc 超 125cc 以下または定格出力 0.8kW 超のもの	2,400 円
	ミニカー※1	3,700 円
軽二輪	総排気量 125cc 超 250cc 以下のもの（二輪のポートトレーラー※2含む）	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用（コンバインや田植機などで常用装置のあるもの）	2,400 円
	その他（フォークリフトやショベルローダーなど）	5,900 円
小型二輪	総排気量 250cc 超のもの	6,000 円

※1 ミニカーとは、三輪以上で総排気量 20cc 超 50cc 以下または定格出力 0.25kW 超 0.6kW 以下のもののうち、車室を有するものは輪距 50cm 超のもの

※2 ポートトレーラーとは、長さ 3.40m 以下、幅 1.48m 以下、高さ 2.00m 以下の被けん引車

○ 三輪以上の軽自動車の年税額

車両区分		初度検査年月（自動車検査証（車検証）に記載）		
		H24.3 以前（重課※）	H24.4～H27.3	H27.4 以降
三輪		4,600 円	3,100 円	3,900 円
四輪	乗用	8,200 円	5,500 円	6,900 円
		12,900 円	7,200 円	10,800 円
	貨物用	4,500 円	3,000 円	3,800 円
		6,000 円	4,000 円	5,000 円

※ 最初（新車）の新規検査から 13 年を経過した車両は、環境保全の観点から概ね 20% 重課
ただし、電気、燃料電池、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く

○ 初年度検査年月が R6.4～R7.3 である車両の軽課（グリーン化特例）

上記三輪以上の軽自動車のうち、初年度検査年月が R6.4～R7.3 のもので、下記の①～③に該当するもの

- ① 電気、燃料電池、 天然ガス自動車（H21 年排出ガス規制 NOx10% 以上低減又は H30 年排出ガス規制適合）
- ② H17 年排出ガス規制 75% 低減車両又は H30 年排出ガス規制 50% 低減車両のうち、
R2 年度燃費基準達成かつ R12 年度燃費基準 90% 達成車両（ガソリン車・ハイブリッド車）
- ③ H17 年排出ガス規制 75% 低減車両又は H30 年排出ガス規制 50% 低減車両のうち、
R2 年度燃費基準達成かつ R12 年度燃費基準 70% 達成車両（ガソリン車・ハイブリッド車）

車両区分		令和 7 年度に限り適用される年税額（手続不要）		
		①概ね 75% 軽課	②概ね 50% 軽課	③概ね 25% 軽課
三輪		1,000 円	2,000 円（営業用のみ）	3,000 円（営業用のみ）
四輪	乗用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		2,700 円	—	—
	貨物用	1,000 円	—	—
		1,300 円	—	—

注) 各車両の排出ガスおよび燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載